

令和6年2月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち継手ホース(都市ガス用)1件、  
石油給湯機付ふろがま1件、ガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち電気ストーブ(ハロゲンヒーター)1件、IH調理器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち電子レンジ1件、電気湯沸器1件、  
エアコン1件、ルーター(パソコン周辺機器)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  
1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 土屋、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301041	令和5年10月9日	令和6年2月21日	継手ホース(都市ガス用)	QC301-1006	光陽産業株式会社	火災	当該製品をガス栓に接続してガス機器を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月6日
A202301046	令和6年2月17日	令和6年2月22日	石油給湯機付ふろがま	FD-31N	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	製造から20年以上経過した製品
A202301047	令和5年12月15日	令和6年2月22日	ガストーチ	なし	長尾智之(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月4日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301043	令和6年2月7日	令和6年2月21日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	HLH-103(株式会社日立リビングサプライブランド)	東亜電気工業株式会社(株式会社日立リビングサプライブランド)(輸入事業者)	火災	当該製品の電源プラグをコンセントに差し込んだ直後、火花が散ったため、コンセントから電源プラグを抜いたところ、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A202301045	令和6年2月2日	令和6年2月22日	IH調理器	S53EB1S	パナソニック株式会社	火災	当該製品を使用中、異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品内部から発煙する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301042	令和6年2月8日	令和6年2月21日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、発煙及び異音が生じたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品
A202301044	令和6年2月9日	令和6年2月22日	電気湯沸器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和6年2月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301048	令和6年2月9日	令和6年2月22日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品
A202301049	令和5年12月10日	令和6年2月22日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災 死亡2名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	光回線終端装置に関する事故(A202300994)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月14日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（管理番号：A202301043）



I H調理器（管理番号：A202301045）

